

独立行政法人日本貿易保険年度計画
(2 0 0 8 年度〔平成 2 0 年度〕)

08 - 一 般 - 00216

2 0 0 8 年 3 月 2 8 日

1 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 商品性の改善

N E X I としては、お客様のニーズ変化に的確に対応した質の高いサービスを提供するという設立の趣旨を改めて認識し、また、昨今の財務状況の安定化も踏まえ、平成 2 0 年度においても、商品性の改善に取り組んでまいります。

組合包括保険制度の抜本的見直し

組合包括保険制度については、平成 1 9 年度から付保選択制を導入したところですが、平成 2 0 年度からさらに貿易保険商品の見直しを行います。新制度については、お客様への制度の周知を図るべく、ホームページ等による情報提供を実施します。

現行保険商品の見直し

海外投資保険については、平成 1 8 年度から部分損失へのてん補を一部開始しておりますが、運用基準を明確にして適切な運用を行っていくとともに、事例研究を進め、部分損失の適用拡大を検討します。

企業総合保険については、平成 2 0 年度から、契約相手先の格付が、E F 格であっても、特約期間中の支払限度額の変更ができるようにします。加えて、保険成績調整係数に上限を設け、継続性の低い輸出取引を行う被保険者にも企業総合保険が利用しやすく致します。

限度額設定型貿易保険については、お客様のニーズに応えるため、期中での支払限度額の増額、仕向国の追加の商品性改善を行います。

2 年未満包括保険商品については、原則として一つの輸出契約について一つの保険契約を申し込むこととしている現行制度の見直しを含め、お客様の保険申込手続の負担を抜本的に軽減する方策について引き続き検討を進めます。

(2) サービスの向上

お客様の負担軽減

平成 2 0 年度制度改正に対応した W E B 試算機能の充実を行うなど、お客様の保険申込等に係る負担の軽減に引き続き取り組みます。また、お客様からの要望の把握に努め、お客様にとって使い勝手のよいシステムとなるよう改善を行います。海外輸出信用機関との再保険ネットワークの拡充については、お客様のニーズを踏まえ、引き続き海外輸出信用機関との再保険協定の締結及び案件の引受を進め、手続のワンストップ化を推進します。

意思決定・業務処理の迅速化

平成20年度においても、意思決定・業務処理の迅速化に係る数値目標を厳守し、お客様との信頼関係の確立に努めるとともに、お客様憲章の履行状況とその見直しについてフォローアップを行います。

- ・ 信用リスクに係る保険金の査定期間を全件60日（調査期間含む）以内とするとともに、同平均査定期間を50日（調査期間除く）以下とする。
また、これまでの査定実績を踏まえ、実態にあった査定期間のあり方の検討を開始する。
- ・ 保険料の算出を迅速化するために必要な簡素化を行った上で、試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期Non-L/G信用案件については5営業日以内）に回答する。
- ・ 提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡する。
- ・ 提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡する。
- ・ 具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会には5営業日以内に回答する。
- ・ 政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金が確認された日の翌営業日までに送金処理の手続きを的確に行う。

また、平成19年度に引受を開始した「資源エネルギー総合保険」については、案件審査の迅速化の観点から、引き続き、案件審査の早期段階から経済産業省との間で情報共有を行うとともに、案件の相談受付後30日以内に、当該案件に関する引受方針、条件等の検討状況をお客様にお知らせすることとします。

共通データベースであるNEXIライブラリについては、平成19年度の整備・本格運用開始を受け、既搭載情報の確実な更新・メンテナンスを行い、真に知見を集約した全役職員共有の利用面でも一層の促進を行えるナレッジシステムとしての定着を図ります。

業務運営の透明化とコンプライアンスの徹底

ホームページや各種広報媒体を通じた情報公開を積極的に行い、事業の公正かつ透明な実施を確保します。海外メディアに向けての情報発信も積極的に行い、NEXIプレゼンスの向上に努めます。統計資料については、統計基準を整備した上で、統計資料の整備を行います。

内部の業務管理体制を強化し、法令の遵守（コンプライアンス）、機密情報管理の徹底等につとめます。平成20年度には、適切な内部統制システムのあり方の検討や内部通報規則の制定を通じて、業務の適正化及び効率的な実施を図ります。

監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行います。

これに加え、常に社会責任を自覚し、外部環境に配慮した組織運営を行います。

パリクラブてん補割れ債権譲渡承認制度及びパリクラブてん補割れ債権のNEXIへの譲渡制度に関しては、お客様のご要望を踏まえ、より良い制度

となるように、制度改正・運用に努めます。上記のほか、お客様憲章の徹底、お客様の意見聴取・ニーズの把握を常に行い、お客様との信頼関係を確立する体制を整えます。

(3) お客様のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備

広報・普及活動とニーズの把握・反映のための体制整備

現在の保険商品に関する広報・普及体制を充実させ、潜在的なお客様の発掘を積極的に展開します。

平成20年度には、新聞、雑誌、電子情報などにNEXIが引き受けた案件や制度改善に関する記事が掲載されるよう積極的に働きかけるとともに、広告掲載やホームページ、パンフレット等の一層の拡充に努めます。

貿易保険を利用されたことのないお客様に対して、個別訪問や金融機関が開催するセミナーにおいて保険商品の説明・紹介を積極的に行うことにより、潜在的なお客さまの掘り起こしに努めます。また、従来から貿易保険をご利用いただいているお客様に対しても、各種会合や個別訪問等の場において要望等を聴取し、お客さまのニーズの把握に努めます。加えて、営業第二部に設置した資源エネルギー総合保険チームにより、資源エネルギー案件に関するお客様のニーズを把握するとともに、資源エネルギー総合保険の効果的運用を行います。

さらに、各種保険商品の金融機関等への販売業務委託を行うことにより、貿易保険制度の効率的な普及活動を行います。

リスク分析・評価の高度化のための体制整備

サブプライム問題に端を発したデフォルト率の増加見通し等金融情勢変化を勘案し、格付モデルの更なる検証と必要に応じた審査手法の見直しにより、与信管理体制の強化に努めます。国別の与信モニタリングについても、毎年実施しているフォーミュラの見直しに基づき、定期的な与信残高等のモニタリングに引き続き取り組んで参ります。さらに、昨年度より試行的な取組を開始した、収用関連リスクモニタリングについても、その取組を継続して参ります。

国別引受方針については、カンントリー・リスク情勢の変化に応じた、適時適切な見直しを実施致します。

また、リスク分析など審査体制について、なお一層、内外の各種機関との連携を図りつつ、情報収集面での取組強化に努めて参ります。

専門能力の向上

平成20年度においても、職務・職責に応じた専門的な業務遂行能力を適切に評価する人事制度を実施して参ります。また、専門的な業務遂行能力を高めるため、職員の要望を確認しつつ、引き続き、財務分析、国際金融等の研修を実施し、職員の高度な専門性と実践能力獲得に努めて参ります。

その他、審査・情報収集能力や回収能力等を強化するため、引き続き、JETROや在外大使館等の関係諸機関との連携を密にし、本邦企業をより多面的かつ効果的に支援します。

(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化

我が国企業の対外取引の発展を担う公的機関としての役割に鑑み、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等における要請を十分に踏まえ、経済産業省と連携しつつ、中期目標に示されている政策課題の達成に率先して取り組み、その達成に向けて当該分野の引受リスクの質的及び量的な拡大を図ります。特に、「資源エネルギー総合保険」では、事業地国政府等による対象案件への不当な介入等に対して、政府と緊密に連携して保険事故の防止に努めます。

以下の各政策課題について、引受リスク拡大に向けた商品・制度の普及に努め、政策の実現に貢献します。国別引受方針の見直しについては、国毎のリスクを踏まえつつ、国の政策と一致させるよう努めます。

カントリー・リスクの高い国への対外取引の円滑化

適切な信用補完措置を構築することにより、カントリー・リスクの高い国を対象とした案件組成に取り組みます。

経済連携強化に向けた取組

我が国との経済・産業上の結びつきが強い東アジア諸国等について、貿易保険の引受拡大を通じて一層効果的な経済連携が図られるよう、個別案件の組成に努めるとともに、日系企業の域内事業活動及び輸出をサポートできるよう、商品性の向上に努めます。他国の輸出信用機関との再保険ネットワークの構築等、引受拡大につながる協定締結も検討します。特に東アジア諸国については、既に再保険協定を締結しているシンガポール、マレーシアの輸出信用機関との更なる連携を深め、現地日系企業の第三国への輸出取引を積極的に支援していきます。

また、アジアにおける官民協調型インフラ整備案件(P P P 案件)等について、円借款等の経済協力政策との連携も考慮しつつ、関連する案件の組成に取り組みます。その際、引受促進及びリスク軽減の観点から、事業地国政府関係機関との間で当該政府の支援スキームに係る包括的な合意の形成にも取り組みます。さらに、現地通貨建て債券市場の育成の観点から、アジア諸国等に進出した日系企業の発行する現地通貨建て社債に対する保険引受にも取り組みます。

なお、我が国企業の海外投資環境の更なる整備に向けて、海外投資保険と投資協定による投資保護のメカニズムとの関係等について、諸外国の動向を踏まえつつ、検討します。

中堅・中小企業の国際展開への支援

中堅・中小企業のお客様の海外市場への挑戦を積極的に支援するため、各金融機関と協力したお客様向け説明会の開催や個別説明等による貿易保険の普及・P Rに努めます。特に、これまで貿易保険の利用経験のない中堅・中小企業の新規法人向け商品である中小企業輸出代金保険について、販売チャネル多様化の観点から、民間金融機関との販売委託も活用しつつ、一層のご利用拡大に努めます。

資源・エネルギーの安定供給確保に向けた取組の強化

我が国企業による鉱物資源、エネルギー資源の引取・権益取得を強力に支援するために創設された資源エネルギー総合保険を積極的に活用し、民間企業の活動をサポートします。外交・通商日程も踏まえ、経済産業省等とも連携しつつ、本保険の引受を通じ、重要な資源・エネルギー案件への我が国企業の参画を積極的に支援します。

また、国営資源会社、大手資源関係企業等と案件組成に結びつけることを目的とした相互協力協定の締結を推進します。

環境社会への配慮

環境を巡る国際的な動向を踏まえつつ、公的輸出信用機関としての社会責任を果たすため、環境社会配慮ガイドライン及びそれに伴う諸規程の見直し等を行い、適切な審査を担保する態勢を整備するとともに、お客様等への周知を図ってまいります。また、省エネルギー・環境改善に資する案件及び京都メカニズムを活用する案件について、ポスト京都議定書を巡る議論も踏まえ、適切なリスク審査を行いつつ引受を進めます。地球温暖化対策の重要性に鑑み、世界的なCO₂排出量の削減に貢献するための保険商品について検討します。

サービス分野その他の分野

航空機分野については、我が国企業の参画する国際共同開発プロジェクトに係る再保険引受を引き続き積極的に進めます。また、国産航空機の海外エアライン向け販売について積極的に支援します。

さらに、日米間の原子力分野における協力を促進する観点から、日米両国政府により措置されるワーキング・グループにおける検討を踏まえ、米国における原子力発電所建設案件への輸出に係る保険の引受について検討します。

その他、引き続き知的財産権等ライセンス保険の引受を通じ、日本のコンテンツ産業等の海外展開を積極的にサポートしていきます。

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

お客様の選択肢の拡大のための商品の柔軟性向上

平成20年度から一部の組合包括保険において信用危険をてん補しないこととすることなどにより、お客様の保険利用に係る選択肢を拡大します。

日本貿易保険の情報・ノウハウの民間保険会社への提供・共有

平成20年度も引き続き各保険商品の民間保険会社等への販売業務委託を通じ、貿易保険商品に関する情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるよう配慮します。

また、民間保険会社との提携を進める観点から、共同保険等の導入に向けた検討を進めます。

2．業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務運営の効率化

平成20年度においても、各業務プロセスの合理化や担当職員の能力の向上、外部委託の適切な活用に取り組み、一層の業務効率の向上を図るとともに、組織編成・人員配置が業務量の負担に対応した適切なものとなるよう不断の見直しを行います。

特に、既存業務費（人件費を含む）については、中期目標期間の最終年度である平成20年度は、中期目標期間の最終年度（平成20年度）において、第一期中期目標期間の最終年度（平成16年度）の実績と比較して10%を上回る削減を達成するよう所要の措置を講じます。

また、委託契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進します。

ア) 随意契約見直し計画」に基づく取組状況を着実に実施するとともに、その取組状況を公表します。

イ) 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施します。

ウ) これまで、関連公益法人に委託してきた業務については、業務の内容を抜本的に見直した上で、内製化すべき業務は内製化し、外部委託可能な業務は一般競争入札により実施します。

平成20年度は、中期目標期間の最終年度であり、人員については平成18年度の行政改革の重要方針を踏まえ、平成17年度と比較して3%以上の削減を行うよう所要の措置を講じます。併せて、平成18年度から、職務・職責に応じ、専門的な業務遂行能力に対して適切に評価する人事制度を導入したところであり、平成20年度においては、平成19年度に引き続き同制度の適切な運用を行って参ります。

また、給与水準については、給与水準が十分に国民に理解を得られるものとなっているか等、検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表します。

平成20年度も各保険商品の民間金融機関への販売業務委託を引き続き実施いたします。これにより、新規顧客開拓の面において業務の効率化を図ります。

(2) 次期システムの効率的な開発及び円滑な運用

平成18年度に策定した取組方針を踏まえ、平成20年度もNEXIにおける業務・システムの最適化を推進します。具体的には次のような取組を実施します。

ア) 平成20年度制度改正に対応するためのシステム改造を行った上で、円滑な運用の実現に努めます。

イ) また、システムの保守については、円滑なシステムの運用に努めつつ、保守費用の抑制に努めます。

ウ) さらに、特殊会社への移行に当たって必要となるシステム開発・改造

について検討を行います。

3．財務内容の改善に関する事項（予算、収支計画及び資金計画）

（1）財務基盤の充実

お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、健全な財務内容を維持します。

具体的には、業務運営の効率化や、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制に努めるとともに、保険事故債権の適切な管理および回収の強化を図り、安定的な収入の確保に取り組めます。

予算計画（別添 1 参照）

収支計画（別添 2 参照）

資金計画（別添 3 参照）

（2）債権管理・回収の強化

回収能力の強化、事故発生の防止・損害軽減に向け、下記の措置を講じます。

民間回収専門事業者の活用については、平成 19 年度に新たに基本業務提携契約を締結した 4 社を加えた回収事業者 12 社を、過去の実績を踏まえ活用して参ります。また、平成 19 年度に引き続き、お客様を対象に「債権回収セミナー」開催を企画、検討します。

非常リスクに係る保険事故債権については、引き続き、パリクラブや債務国との間で締結する債務繰延協定への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国政府との交渉に積極的に関与し、的確な対応を行います。

信用リスクに係る保険事故債権については、引き続き、お客様の協力を得つつ、積極的に回収に取り組めます。

商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、具体的案件の査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウをフィードバックし、リスク管理の強化に努めます。また、お客様や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に努めます。

今後は、債権管理データシステムの拡充を図り、債権回収の一層の効率化、迅速化のための査定回収戦略の構築に向けて統計分析手法の活用を図ります。

4．高い専門性を持った人材の育成（人事に関する計画）

（1）人材の確保

平成 20 年度は引き続き、国際金融、国際プラントビジネス、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用します。また、引き続き、目標管理制度に基づく業績評価等を通じて魅力ある就業環境を形成し、全職員を対象に目標管理制度に基づく業績評価を実施するとともに、職務・職責に応じた専門性の高い職員に対して、専門能力認定制度に基

づく専門能力の認定を行って参りますが、認定制度の内容については、専門性の高い職員の定着に対するインセンティブの付与等に努めるため、適時適切な見直しを含め検討を行って参ります。

(2) 人材の養成

平成 2 0 年度は、個々の職員の専門性の育成に配慮した人事制度を運用していくとともに、職員に対する研修制度については、職員アンケートを実施する等してこれを更に充実させるとともに、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図って参ります。

(別添 1)

予算計画

(単位 : 百万円)

区 別	金 額
収入	
業務収入	11,149
正味収入保険料	9,775
正味回収金	289
受取利息	1,085
その他業務収入	-
被出資債権からの回収金	12,182
有価証券の償還	7,500
短期借入金	-
計	30,831
支出	
業務支出	6,842
正味支払保険金	2,163
人件費	1,399
国庫納付金	-
その他業務支出	3,280
投資支出	515
システム開発等	500
その他投資支出	15
有価証券の取得	15,000
短期借入金返済	-
その他の支出	2
予算差異	8,472
計	30,831

(別添 2)

収支計画

(単位 : 百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	11,572
正味支払保険金	2,163
業務費	6,689
その他経常費用	2,720
臨時損失	4,766
計	16,338
収益の部	
経常収益	10,264
正味収入保険料	9,775
正味回収金	289
その他経常収益	200
財務利益	1,086
臨時利益	11,957
計	23,307
純利益	6,969

(別添 3)

資金計画

(単位 : 百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	6,842
正味支払保険金	2,163
業務費	4,679
国庫納付金	-
投資活動による支出	15,515
財務活動による支出	2
翌年度への繰越金	39,483
計	61,842
資金収入	
業務活動による収入	10,065
正味収入保険料	9,775
正味回収金	289
受取利息	1
その他業務収入	-
被出資財産からの回収金	12,182
投資活動による収入	7,500
財務活動による収入	1,084
前年度繰越金	31,011
計	61,842